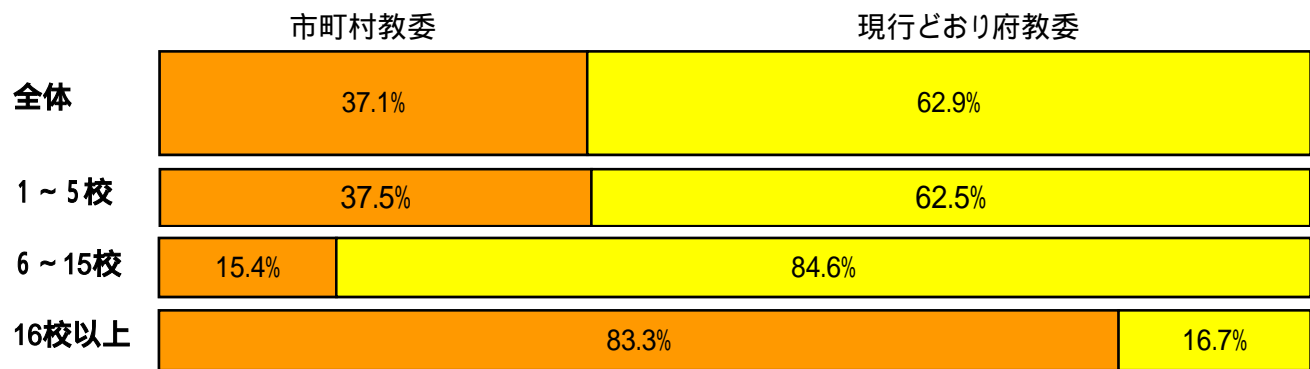


# 義務教育政策に関するアンケート

〔 府内市町村（京都市を除く）を対象に平成17年11月に実施 〕

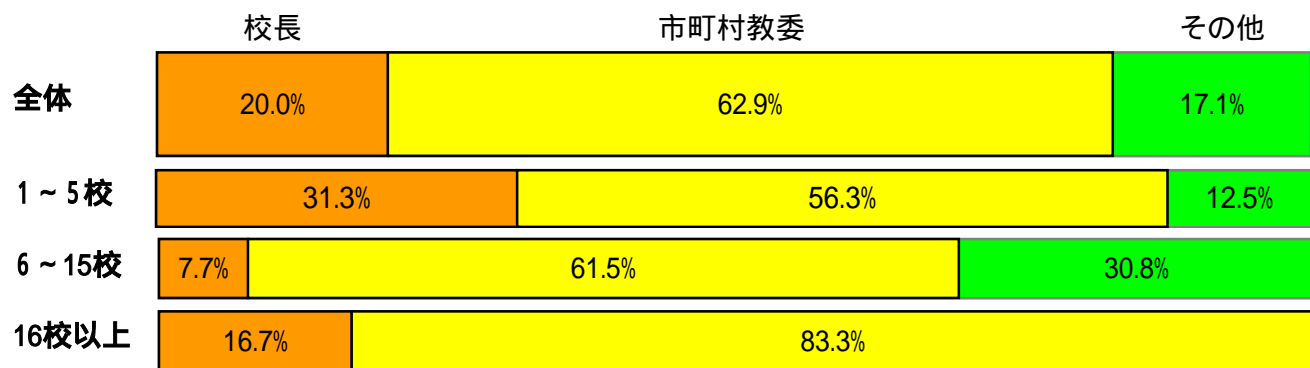
平成 17 年 11 月  
京都府教育委員会

<b>質問番号</b>	<b>1</b>	学級編制の基準を市町村教育委員会に委ねることについて 1 市町村教委に委ねた方がよい 2 現行どおり府教委が基準を定めた方がよい 3 その他
-------------	----------	---



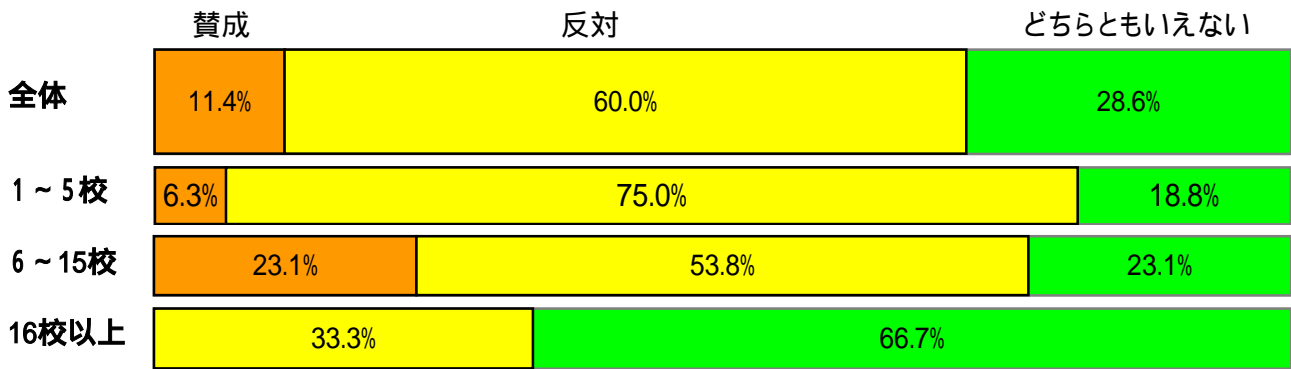
市町村教委	現行どおり府教委
学校の実態に応じた学級編制が可能(6～15校) 児童生徒の実態や学校の状況を最もよく把握している(16校以上)	市町村間で格差が生じる(1～5校) 基準について市町村の独自性を求める必要はない(6～15校)

<b>質問番号</b>	<b>1</b>	学級編制の弾力化について 1 校長の判断による 2 市町村教委の判断による 3 その他
-------------	----------	--



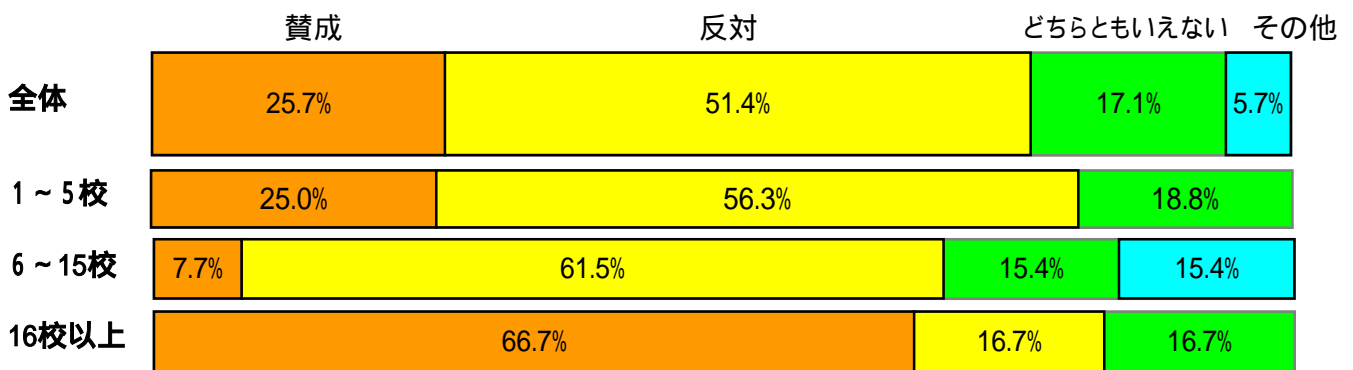
校長	市町村教委
学校の状況に応じた判断(1～5校)	校長と協議して、市町村教委が判断(6～15校)
<b style="background-color: #d4edda;">その他</b> 町単費による学級増は考えられない(1～5校) 市町村により基準に差が生じる(6～15校)	市町村教委として一定の基準が必要(16校以上) 校長判断だけでなく、全市的な状況も踏まえることが必要(16校以上)

<b>質問番号</b>	<b>1</b>	学級編制の弾力化に伴い少人数学級を選択した場合、市町村教委が独自予算において教員を採用できるようにすることについて 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない 4 その他
-------------	----------	--



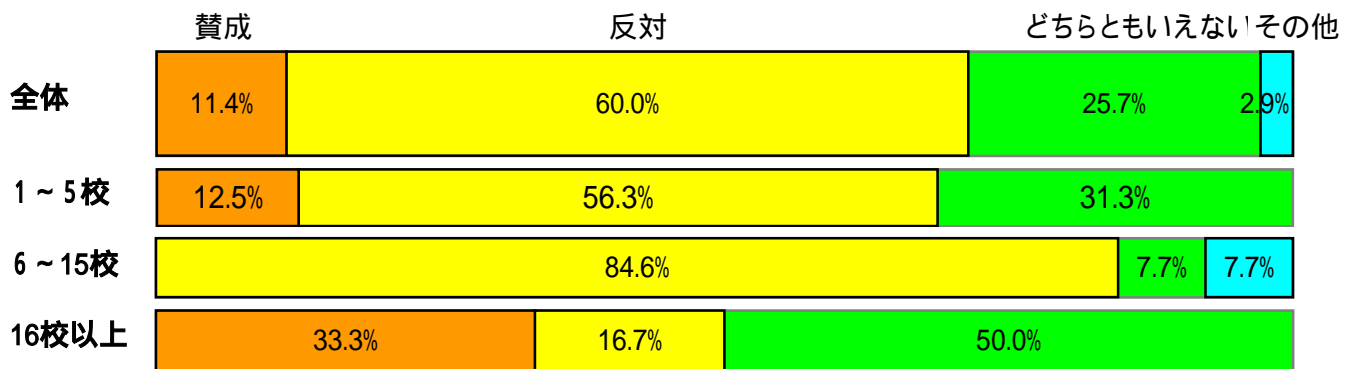
<b>賛成</b>	予算が確保されれば(1~5校)	<b>反対</b>	財政的に不可(1~5校)
<b>どちらともいえない</b>	弾力化に必要なだが、予算が伴う(6~15校)		市町村間で格差が生じる(6~15校)
	現行では財政的に厳しい(16校以上)		財源保障がなければ困難(16校以上)

<b>質問番号</b>	<b>2</b>	標準法により市町村ごとに算定する定数をそのまま市町村への配当定数とすることについて 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない 4 その他
-------------	----------	--



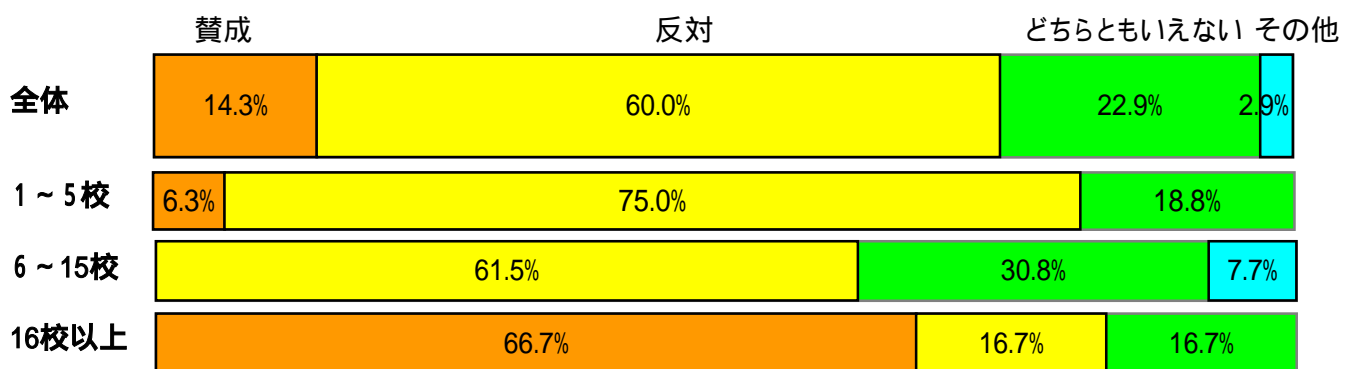
<b>賛成</b>	各学校諸課題に対応可能(16校以上)	<b>反対</b>	へき地校への措置が無くなる(6~15校以上)
<b>どちらともいえない</b>	標準法見直しを条件とする(6~15校)		単純な配当では、課題に応じた配当がどうなるかわからない(6~15校以上)
	年次ごとに実態が変化するので機械的に考えることは困難(1~5校)	<b>その他</b>	現行の算定での配当がよい(6~15校)

<b>質問番号</b>	<b>2</b>	指導方法の工夫改善定数を、各学校の個別の課題や実情に応じて配当(加配)するのではなく、市町村に対しては児童生徒数や学級数等に基づいて算定された数を配当することについて 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない 4 その他
-------------	----------	--



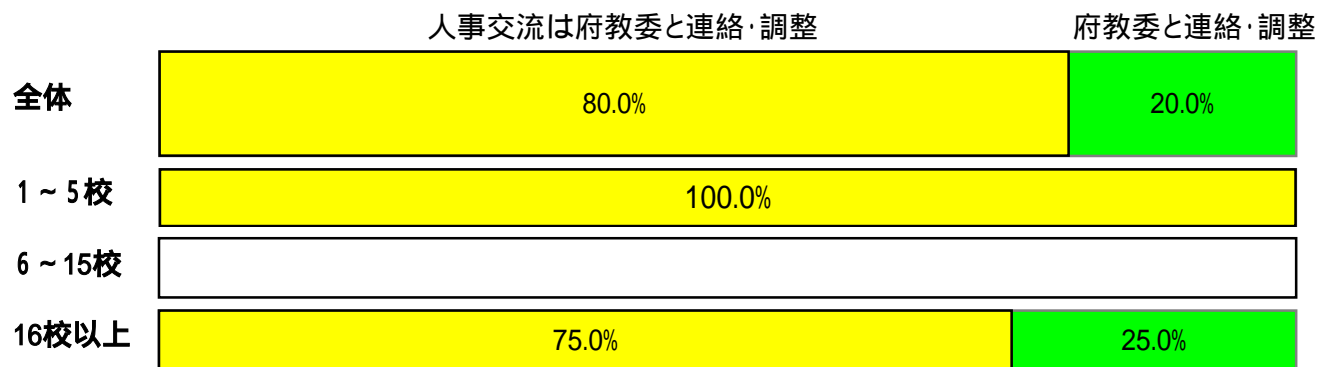
<b>賛成</b>	学校の課題や実情をよく把握している市町村教委の運用が可能となる(16校以上)	<b>反対</b>	各学校の課題や実情に応じて配当されるべき(1～5校)
<b>どちらともいえない</b>	具体的な算定式がわからない(16校以上)	<b>どちらともいえない</b>	単純に数に基づくのでは、各学校の実情が反映されない(6～15校)
<b>その他</b>	現行の課題に応じた配当がよい(6～15校)	<b>その他</b>	児童生徒数や学級数の変動により、施策の安定性・一貫性が損なわれる(6～15校)

<b>質問番号</b>	<b>3</b>	人事権を市町村教委へ移譲することについて 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない 4 その他
-------------	----------	---



<b>賛成</b>	各市町村の地域の特性に応じた特色ある教育を実践できる(16校以上)	<b>反対</b>	小さな市町村では、異動による人事効果が望めない(1～5校)
<b>どちらともいえない</b>	組織管理と人事は密接不可分(16校以上)	<b>どちらともいえない</b>	府内幅広くバランスをとるべき(6～15校)
<b>その他</b>	人材育成や、広域的交流は府教委が行う(6～15校)	<b>その他</b>	市教委の体制上から移譲不可(6～15校)
		<b>その他</b>	人事権の内容による(6～15校)

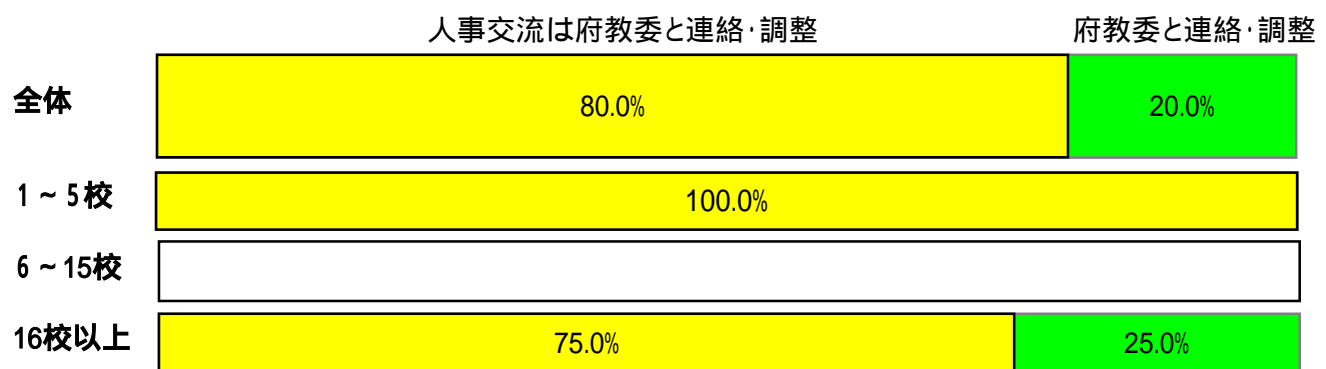
<b>質問番号</b>	<b>3</b>	3 で賛成の場合、管理職人事に係る人事権の行使について 1 各市町村教委が独自に行う 2 市町村間の人事交流は府教委と連絡・調整しながら行う 3 府教委と連絡・調整しながら行う 4 その他
-------------	----------	---



市町村間の人事交流は府教委と連絡・調整
府教委と連絡・調整

広域人材交流等の調整は必要(16校以上)

<b>質問番号</b>	<b>3</b>	3 で賛成の場合、一般人事に係る人事権の行使について 1 各市町村教委が独自に行う 2 市町村間の人事交流は府教委と連絡・調整しながら行う 3 府教委と連絡・調整しながら行う 4 その他
-------------	----------	--



市町村間の人事交流は府教委と連絡・調整
府教委と連絡・調整

人材育成、新採教員の配置換等の人事交流は府教委の調整機能が必要(16校以上)

一般人事の活性化のためには府教委との連絡・調整が必要(16校以上)

質問番号

3

現行どおり府教委に人事権がある場合、今後の人事異動の進め方等について

同一市町村内での異動は市町村教委が主体的に行う(1～5校)(6～15校)(16校以上)

他市町村間での人事交流を進める(6～15校)

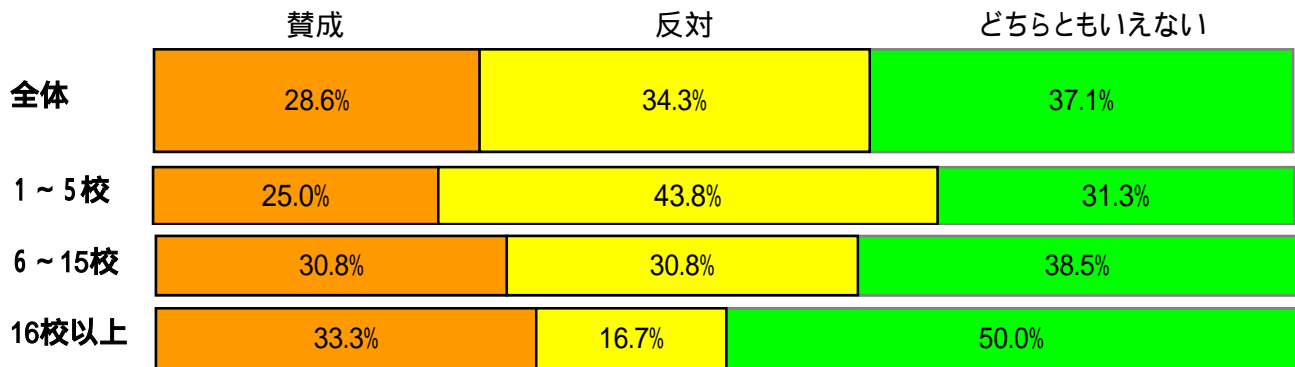
人事異動の基準を見直す(6～15校)

質問番号

3

市町村に公募制を導入することについて

1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない



賛成

学校経営の活性化が図れる(1～5校)

反対

教職員の力量を高めるのが先決(6～15校)

特定の学校への公募者集中を懸念(1～5校)

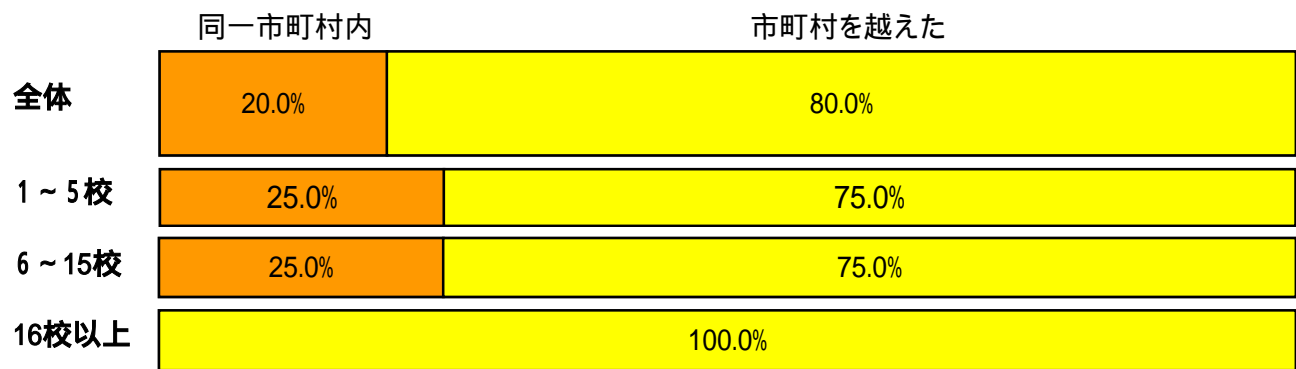
どちらともいえない

活性化にはよいが格差を生むおそれがある(6～15校)

効果があるかどうかを考えると疑問(6～15校)

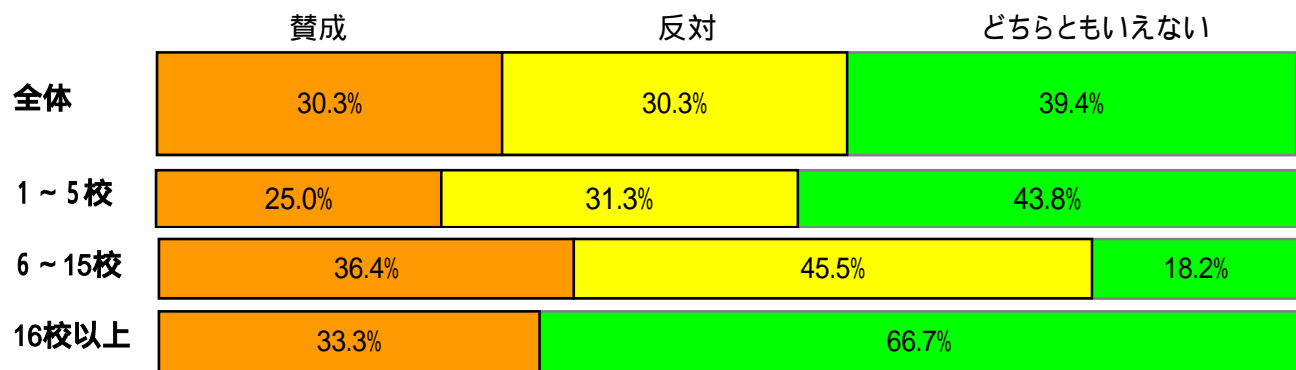
中山間地域には来てもらえない(1～5校)

<b>質問番号</b>	<b>3</b>	3 で賛成の場合、公募制の導入方法について 1 同一市町村内で公募制を導入する 2 市町村を越えた公募制を導入する 3 その他
-------------	----------	--



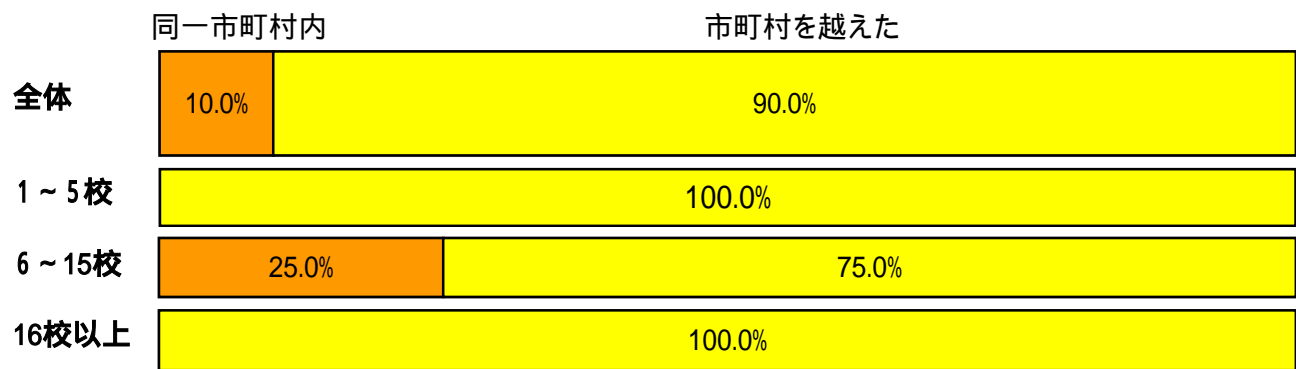
同一市町村内	市町村を越えた
	<p>一市町村では適正な人材確保ができるか疑問(1～5校)</p> <p>より広い範囲から人材を求めることが必要(6～15校)</p>

<b>質問番号</b>	<b>3</b>	市町村にFA制を導入することについて 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない
-------------	----------	---



<p><b>賛成</b></p> <p>教職員の教育活動の活性化が図れる(1～5校)</p> <p>教育への意欲・情熱・使命感を高める(6～15校)</p>	<p><b>どちらともいえない</b></p> <p>学校間格差を生むおそれ(6～15校)</p> <p>限定的な運用に留めるべき(16校以上)</p>
<p><b>反対</b></p> <p>学校長のリーダーシップのもと、それぞれが能力を発揮すべき(6～15校)</p>	

<b>質問番号</b>	<b>3</b>	3 で賛成の場合、FA制の導入方法について 1 同一市町村内でFA制を導入する 2 市町村を越えたFA制を導入する 3 その他
-------------	----------	--



<b>同一市町村内</b>	<b>市町村を越えた</b>
	<p>多様な経験を積ませる観点から(1～5校)</p> <p>教員にとって選択肢が拡大する(6～15校)</p>

<b>質問番号</b>	<b>4</b>	各市町村が教職員の給与費を負担することについて
-------------	----------	-------------------------

<p>市町村の規模や財政状況で給与格差が生じる(1～5校)(6～15校)(16校以上)</p> <p>財源確保が難しい(1～5校)</p> <p>給与等の条件がよい市町村に優秀な教員が集中することを危惧(1～5校)</p> <p>財源の移譲なしでは考えられない(16校以上)</p>
---



現制度を充実すべき(1～5校)

中途半端な権限移譲は混乱を招く(6～15校)

学級編制基準、教職員定数基準、人事権などについては、均衡化を図る上からも従来どおり府教委が掌握すべきもの(6～15校)

地方分権の中での権限移譲は理解・評価できるが、権限が移譲される市町村の体制を考えると、地域間格差が生じることを懸念(6～15校)

市町村への権限移譲は、地方分権の観点から必要であるが、今後も府教委の調整機能は必要(16以上)

権限移譲は望ましいことであるが、財源を伴う必要がある。

# 学校数別市町村一覧

規模別	市町村名	学 校 数		
		小 学 校	中 学 校	計
1 ~ 5 校	大山崎町	2	1	3
	久御山町	3	1	4
	井手町	2	1	3
	宇治田原町	3	1	4
	山城町	2	1	3
	加茂町	4	1	5
	和束町	1	1	2
	笠置町	1	1	2
	南山城村	2		2
	日吉町	3	1	4
	三和町	3	1	4
	夜久野町	3	1	4
	大江町	3	1	4
	岩滝町	1	1	2
	加悦町	3	1	4
	伊根町	2	2	4
16市町村	38	16	54	
6 ~ 15 校	向日市	6	3	9
	長岡京市	10	4	14
	城陽市	10	5	15
	八幡市	11	4	15
	京田辺市	9	3	12
	木津町	6	2	8
	精華町	5	3	8
	美山町	5	1	6
	園部町	5	1	6
	八木町	5	1	6
	京丹波町	8	3	11
	宮津市	9	4	13
	野田川町	5	1	6
	13市町	94	35	129
16 校以上	宇治市	22	9	31
	亀岡市	18	8	26
	綾部市	10	6	16
	福知山市	18	7	25
	舞鶴市	21	8	29
	京丹后市	31	9	40
	6市	120	47	167
合計	35市町村	252	98	350

笠置町南山城村中学校組合は笠置町に、岩滝町宮津市中学校組合は岩滝町に含む。

## 義務教育政策に関するアンケート

教育委員会名	
--------	--

### アンケートの実施について

現在、国において義務教育全般の見直しが行われている中で、京都府においても「義務教育に係る政策研究会」を設置し、地方分権の進展に対応した今後の京都府内の義務教育の在り方について研究しているところです。

併せて、この度、地方分権の推進に伴う市町村教育委員会・学校への権限移譲等について、市町村教育委員会の御意見を伺い、今後の施策に活かしていきたいと考えております。

つきましては、趣旨を御理解いただき、アンケートへの御協力をお願いします。

御回答にあたっては、選択肢に  をつけていただき、御意見がある場合は  欄に御自由に御記入ください。なお、「その他」を選択された場合は、その内容を必ず  欄に御記入ください。

### 1 学級編制の弾力化について

学級編制は、現在、府教育委員会が定めた基準に従って市町村教育委員会が行い、あらかじめ、府教育委員会に協議し、その同意を得なければならないとされています。

現在、国においては、市町村教育委員会や学校が、配当された定数の範囲内で、児童生徒の実態や状況等に応じて個別に学級編制を行うことができるよう、検討がなされています。

これらに関して、次の内容について御回答ください。

学級編制の基準を市町村教育委員会に委ねることについて、どのように考えますか。

#### 1 市町村教育委員会に委ねた方がよい

--

#### 2 現行どおり府教育委員会が基準を定めた方がよい

--

#### 3 その他

--

学級編制の弾力化について、どのように考えますか。

- 1 校長の判断により弾力化を行う

- 2 市町村教育委員会の判断により弾力化を行う

- 3 その他

学級編制の弾力化に伴い少人数学級（40人未満学級）を選択した場合、市町村教育委員会が独自予算において教員を採用できるようにすることについて、どのように考えますか。  
（現行制度上は構造改革特区の認定を受けた場合のみ可能）

- 1 賛成

- 2 反対

- 3 どちらともいえない

- 4 その他

## 2 教職員定数の算定について

現在、教職員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「標準法」）に基づいて各都道府県ごとに総数が算定されていますが、府教育委員会ではその総数を、各学校の学級数に応じて定めた基準（府教育委員会が定めたもの）により配当するものと、各学校の課題等の実情に応じて重点的に配当するものに分けた上で、各市町村教育委員会に配当しています。

〔標準法を超える府独自措置の例：小規模校（複式学級への定数措置）、教育困難校への加配措置等〕

今後、各都道府県ごとに定数を算定している現在の方法を変更し、各市町村ごとに定数を算定した上で、その定数をそのまま市町村教育委員会へ配当するということが、現在検討されています。

これらのことに関して、次の内容について御回答ください。

標準法により市町村ごとに算定する定数をそのまま市町村への配当定数とすることについて、どのように考えますか。

### 1 賛成

### 2 反対

### 3 どちらともいえない

### 4 その他

指導方法の工夫改善定数（加配）については、従来から、各学校の個別の課題や実情に応じて重点的に配当していますが、国においては、児童生徒数や学級数等を基に配当数を算定するなどのルール化が検討されています。

このことに関して、次の内容について御回答ください。

指導方法の工夫改善定数を、各学校の個別の課題や実情に応じて配当（加配）するのではなく、市町村に対しては児童生徒数や学級数等に基づいて算定された数を配当することについて、どのように考えますか。

1 賛成

2 反対

3 どちらともいえない

4 その他

### 3 教職員の人事権について

教職員の人事については、現在、府教育委員会が任命権者となっていますが、人事権を市町村教育委員会に移譲することや、校長の権限拡大について検討されています。  
これらに関して、次の内容について御回答ください。

人事権を市町村教育委員会へ移譲することに関してお聞きします。  
〔人事権の主な内容：市町村内での人事異動、教職員の採用、講師の採用、管理職の登用、懲戒・分限処分など〕

人事権を市町村教育委員会へ移譲することについて、どのように考えますか。

1 賛成

2 反対

3 どちらともいえない

4 その他

上記 において「1 賛成」と回答された場合、管理職人事に係る人事権の行使についてはどのように考えますか。

1 各市町村教育委員会が独自に行う

2 市町村間の人事交流については府教育委員会と連絡・調整しながら行う

3 府教育委員会と連絡・調整しながら行う

4 その他

上記 において「1 賛成」と回答された場合、一般人事に係る人事権の行使についてはどのように考えますか。

1 各市町村教育委員会が独自に行う

2 市町村間の人事交流については府教育委員会と連絡・調整しながら行う

3 府教育委員会と連絡・調整しながら行う

4 その他

現行どおり府教育委員会に人事権がある場合、今後の人事異動の進め方等について、御意見があれば記入してください。

(例：同一市町村内での異動(転補)は市町村教育委員会がより主体的に行う等)



校長の権限拡大として公募制やF A制(フリー・エージェント制)などが検討されています。市町村に公募制やF A制を導入することについてお聞きします。

公募制 ... 校長の教育理念や学校運営方針等に基づき、教員を公募し、応募者の中から校長が受け入れを決定する  
F A制 ... 教員の情熱や意欲を生かし、その能力の一層の発揮を促すため、一定の経験を有する教員が自ら専門性・得意分野をアピールし、校長が受け入れを決定する

市町村に公募制を導入することについてお聞きします。

1 賛成

2 反対

3 どちらともいえない

上記 において「1 賛成」と回答された場合にお聞きします。導入方法についてはどのようにお考えですか。

1 同一市町村内で公募制を導入する

2 市町村を越えた公募制を導入する

3 その他

市町村にF A制を導入することについてお聞きします。

1 賛成

2 反対

3 どちらともいえない

上記 において「1 賛成」と回答された場合にお聞きします。導入方法についてはどのようにお考えですか。

1 同一市町村内でF A制を導入する

2 市町村を越えたF A制を導入する

3 その他

#### 4 教職員の給与負担について

人事権の移譲にあわせて、現在は府が負担している教職員の給与の負担の在り方についても見直すことが検討されています。

各市町村が教職員の給与費を負担することに関して、どのようにお考えですか。予想される課題等も含め御自由にお書き下さい。

#### 5 その他

その他、小・中学校における学級編制や教職員定数、人事権などについて、御意見がありましたら御自由にお書きください。

アンケートはこれで終わりです。御協力いただきまして、ありがとうございました。